

## 平成20年度 第4回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■ 日 時：平成20年11月6日（木）午後3時00分～5時50分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 3階 第6会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

佐藤久夫、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、美田徹、宮地幸、葛岡裕、  
神山誠吾、桑田智、河井文、鈴木一成

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部参事、地域福祉推進課長、障害者福祉課長、  
地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課長補佐、障害福祉課、  
株式会社生活構造研究所

■ 議 事： 1 課題別分科会

（1）利用者本位のサービスの実現のために

（2）安心して暮らし続けるために

（3）地域で支える福祉をめざして

（4）ともに歩む地域をめざして

2 開会

3 議事

（1）会議録について

（2）府中市障害者計画・障害福祉計画（第2期）の素案について

（3）次回日程について

（4）その他

■ 資 料： 資料1 平成20年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について（素案）（抜粋）  
（障害者計画・障害福祉計画（第2期））

資料3 平成20年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議における主要発言と  
その対応案について

資料4 府中市障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量及び進捗状況

資料5 区市町村における留意事項（案）

（都からの障害福祉計画策定に関する資料）

追加資料1 東京都立府中朝日特別支援学校

―本校の進路指導と現場実習について―

（委員提供資料）

追加資料2 2008年衆院選JDアンケート回答（2008年10月）

（委員提供資料）

## 1 課題別分科会

(了承後、傍聴者入場。課題(1)、(2)、(3)・(4)ごとに3つの分科会に分かれ検討。)

## 2 開会

事務局：定刻になりましたので開会いたします。

## 3 議事

### (1) 会議録について

会長：資料1について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：委員の皆様にご送らせていただいたものから、変更点がございます。1ページの出席者の横の「五十音順」を削除しています。2つの追加資料について記述しています。2ページの会長の発言の箇所に委員の個人名が出ていましたが、修正しています。5ページの下から7行目、9ページの上からの5行目の「副籍」の文字が間違っていましたので修正しています。6ページの上から8行目と13行目に委員の個人名が出ていましたので、修正しています。10ページの「バリアフリーマップ」の表現が間違っていましたので、修正しています。

会長：資料1の第3回議事録について、最終版として、こちらで公開させていただきたいと存じます。

(異議なし)

### (2) 府中市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の素案について

会長：事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局から、資料2、3、4、5について説明)

会長：各分科会で議論いただいたのは、主に「第4章 目標に向けた取組み」になります。従来の検討結果が反映されているか、さらに追加すべきことはあるか検討していただきました。分科会での検討結果をご報告いただき、全体で議論したいと思います。本日は第4章を完成に近づけるために議論します。時間があれば「第5章 障害福祉計画」も触れますが、次回の12月10日に第5章、第6章を中心に議論して、12月24日に全体を確認できればと思います。それでは、目標1について検討いただいた結果をご報告ください。

副会長：資料3の4ページの20番では、右側に「要検討」とあります。「相談支援事業」、「就労支援事業」については、言葉の説明をきちんと掲載してください。資料編に掲載しても良いと思います。

新たに追加された項目が何点かありますが、このままで良いと思います。目標1全

体についても、この間何度か修正を加えていただいているところであり、このままで良いと思います。

会長：目標1については、全体的に良いということです。目標1、190～193ページについて何かありますか。

私の方から質問です。192ページの「サービス提供に携わる人材の育成」の内容に「・・・国や東京都に要請します。」とありますが、計画の中に「国や東京都への要望」ということでページを設けて、要望事項を一覧するのですか。または、計画期間内に計画書を見て、要望するのですか。前者であれば、何を要望するのか議論したいと思います。現行の障害福祉計画には、そのような要望が入っていましたか。また、障害者福祉分野だけで要望を出して、地域福祉分野、高齢者福祉分野に無いのは、バランスが悪いと思います。

事務局：以前から、事業所で人材の確保が難しいというご意見がありました。ヘルパーの確保となると、障害者福祉分野だけでなく、介護保険でも同様の課題を抱えています。今までは、国や東京都への要望は、全国市長会、東京都市長会を通じて行っていました。

会長：平成18～20年度の「府中市障害福祉計画」には、そのような記述が無いということですか。

事務局：無いです。

会長：他の分野でも、そのようなページを作成する予定は無いのですか。

事務局：聞いておりません。

会長：今からだと少し遅いですね。障害福祉計画の第3期に向けた宿題にしますか。

委員：要望書の主体者はどこになるのですか。協議会ですか。府中市ですか。つい最近では、私達関係団体で陳情して、府中市議会で自立支援法の見直しに対する意見書を上げていただきました。

会長：府中市です。

事務局：「計画の推進」ということで、227ページに「市長会を通して要望する」ということの意味表示はしています。要望の内容をここに並べるかということになると思います。他の分野では、要望の内容は書いていません。自立支援協議会、推進協議会などがありますので、要望の内容については計画の推進の中で行っていきたいと考えています。

会長：他の自治体では、「以下の項目を国や東京都に要望します」ということで、ページを設けて書いているところがあります。府中市でも要望のページを設けると、市として国や東京都に要望していることが、広く市民に伝わることになります。

委員：障害者計画に入った場合、それは府中市からの要望ということになるのですか。

会長：そうですね。

委員：それならば効力があります。

会長：この次の障害者計画・障害福祉計画に向けて、都内の他の自治体がどのような計画を作成しているのか調べてみると良いと思います。目標1について、他にありませんか。それでは、目標2について検討いただいた結果をご報告ください。

委員：目標2には、資料3の10～19番までが関係してきます。この順番どおりに報告します。10番の幼少期からのサポート体制は、知的障害については、資料2の198ページで「子ども発達支援センター事業（あゆの子）」の記述があります。身体障害、精神障害については、府中市障害者等地域自立支援協議会での相談に乗ってくるのでしょうか。

11番の就労支援体制の整備は、資料2の200ページの「ジョブコーチの派遣」について、雇用促進センターから派遣されているということですが、派遣は府中市が行っているのではなく、東京都の事業だと思えます。「派遣」として良いのかどうかという疑問があります。ジョブコーチという言葉は狭義、広義で使われている場合があります、再検討が必要です。

また、市役所等での職務に関して、障害のある人の能力を踏まえた職域開拓を進めていただきたいと思えます。

12番については、資料3の内容で良いです。

13番の家族会への活動の支援について、前回の協議会では家族会の支援とともに、障害のある人のご家族も含めて支援をする必要があるという議論がありました。家族会だけでなく、「家族及び家族会」という表記にしていただければと思います。

14番については、資料3の内容で良いです。

15～19番に関係することとして、昨今、就労に関する支援は行われてきましたが、課題となっているのは定着支援です。定着支援については、調査することも含めて支援を検討していくべきです。ジョブコーチの役割は定着支援を踏まえたものであってほしいと願っています。そのような内容がどこかに書かれれば良いと思います。

委員：200ページの「障害のある人を対象とする職員採用資格試験の実施」について、私は前回の協議会を欠席させていただきましたので、ペーパーを提出させていただきました。その趣旨を汲んだ表記をしてほしいと思えます。日本で障害のある人が雇用される時に、労働能力を評価されて雇用されることが少ないということを問題視しています。一般就労と言われる中でも、障害のある人の能力を評価して、ぜひ来てほしいという歓迎された採用はわずかで、雇用促進法があるから雇用率までは採用しようという姿勢が見えます。なぜかというと、現在の採用基準は、健康な人の仕事を想定していて、同じ仕事ができる障害のある人を採用したいという考え方になっています。そうすると、障害が重くなれば重くなるほど、雇用の対象から外れてしまいます。障害がある中でも、一番ハンディの無い部分の職域をつくっていただいて、採用をしていけば、力を発揮できる人も多いと思えます。一般企業はモデルケースがないと分からないので、市役所で先に行ってほしいと考えています。例えば、府中市のホームページの作成などは、在宅にいる人の方がコツコツできて向いています。

会長：障害に着目した雇用ではなく、能力に着目した雇用ということですね。この内容はどこに書き込むべきでしょうか。200ページの「障害のある人を対象とする職員採用資格試験の実施」の中か、「（4）就労支援体制の整備」の前文か、187ページ

の重点施策の「2 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化」に追加するかだと思えます。事務局でご検討ください。目標2について、他に何かありますか。

委員：多摩療育園は肢体不自由児通園施設として設置されました。多摩療育園の役割は、発達障害指導という以前の障害の受容、幼児期の変化していく時期に対して医療から支援していくことです。肢体不自由児に関してはリハビリテーションが非常に重要であり、重度の在宅の方が増えているので、常に医療的なケア、観察とともに療育が必要になります。また、多摩療育園は東京都の施設なので、周辺の市町村のお子さんが利用しています。医療的な施設がない市町村では、市町村ですべて行っているところもありますが、利用者からみれば、最も有効な療育を受けるということであれば、発達が異なる人と同じ場所で、違うサービスは受けにくいと思えます。府中市は幸運な状況です。

198 ページの文章としては、医療機関と連携すると書けば、肢体不自由の方も入るかと思えます。現在、国では検討が進められており、医療の必要なお子さん達へのサービスも市町村で対応するという方向へ動きつつあります。しかし、今日において、子ども発達支援センター（あゆの子）が肢体不自由、重症心身障害児まで対応し、医療を持つとは言えないと思えます。そのため、医療機関と連携すると付け加えても不十分かもしれません。

委員：実際には、多摩療育園と連携して様々な方の支援をさせていただいています。

委員：今の記述のままでは、肢体不自由児の方についての位置づけが分からない状態にあります。連携と書いても事実と異なると思えます。

委員：分科会でも、肢体不自由の方、精神障害の方が、これを読んだときに分からないという意見がありました。

委員：精神障害の方は年齢が上なので、ライフステージで幼少期というと、先天的な障害で良いと思えます。

委員：確かに多摩地区の市では、両方の方を対象にした施設を運営しているところもあります。しかし、そのようなところでも運動障害の部分は成長が早いので、医療的な面での支援は、医療機関と連携をとっています。

委員：福祉計画なので、医療についてはあまり触れなくて良いと思えます。

委員：リハビリテーションだけでなく、精神的な面での成長を促すことも必要です。

会長：福祉計画であり、同時に障害者計画でもあるので、福祉以外の医療、教育、雇用、まちづくりなどもカバーしないとけません。そうすると、198 ページの「幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築」には、運動障害のある子どもについても書くかどうかですね。

委員：対応するのはどこになるのでしょうか。

委員：府中市には多摩療育園がありますが、医療だから選択ができます。住んでいる地域に限りません。運動障害の方は、肢体不自由児施設か重症心身障害児施設になります。

会長：運動障害の子どもについては、「・・・などの協力を得て」、「・・・などの活用をしつつ」、療育に努めますと書けば良いでしょうか。

委員：少なくとも相談窓口になっていただく必要はあります。

事務局：ここについては、委員の皆様からの意見のもとに修正しています。「幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築」が重要だということは、間違いないと思っています。内容では、子ども発達支援センター（あゆの子）のことが前に書かれているので比較になってしまうのではないかと思います。障害のある方すべてについて、ライフステージを見通した支援は必要であり、自立支援協議会と相談支援事業で対応します。もちろん子ども発達支援センター（あゆの子）も連携機関のひとつになります。そのため、198 ページの「幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築」の内容は、上の文を除けば良いのではないのでしょうか。

委員：自立支援協議会はどこが運営しているのですか。

事務局：府中市で自立支援協議会を設置しています。子ども発達支援センター（あゆの子）は、就学までの支援ですが、それ以降も続けて情報交換をしていきたいと思いますという事で記載しました。上の文はなくても、下の文に趣旨は書いているため上の文を除けば、運動障害の方などが書いていないと不安になることはないと思います。

会長：そうですね。自立支援協議会を中心として、相談支援事業所を中核とした支援ということの1つ例である子ども発達支援センター（あゆの子）のことだけを書いているので、不安が出てくる可能性があります。その具体例にあたる部分については、削除した方が全体をカバーするということがはっきりするかもしれません。

委員：内容について「発達に遅れやつまずきのある子ども」とありますが、「つまずき」とはどのようなことですか。

会長：よく使われます。遅れは長期にわたる障害につながるけれども、つまずきは一時的ということで受け止められやすいのではないかと思います。

委員：一時的というのは、なおる見込みがあるということですか。

会長：そういうニュアンスを出そうとしています。

委員：何かしら遅れはあるのかも分からないけど、支援体制の中でいろいろなつまずきがあって、遅れにつながっているということです。

委員：つまずきの原因は何ですか。

委員：家族の不安、どのように接して良いか分からなかったなど、家庭によって様々です。

委員：遅れというのは、発達すべきものが実際には到達していないということです。つまずきは環境的なものから、脳の障害としての行動のコントロールの悪さなども含みます。もう少し大きくなれば多動性障害、自閉症ということになりますが、2、3歳だと、うまく育てられないという理由になります。発達障害である場合が多いのですが、あえて障害名を言わないで、困っていることに対してサービスをしたいという、なおすのではなく改善していきたいということで、つまずき、かたよりという表現を使っています。早い時期から困っていることに気付いて、対応していこうということで、このような表現を使っています。障害者福祉関係が子育て支援の一環として対応します。障害の療育は、少し困っている方に対しても有効です。障害者施策に入ってもかまわないと思います。

委員：大人になってから障害名が明確になってくる。教育の中では、適切な年齢に応じて、

順番に発達が進んでいかないということに関して、遅れやつまずきという言葉を使っています。ある程度、配慮された表現になっています。

事務局：遅れやつまずきというと、知的だけと受け取られかねませんので、「家族会の活動への支援」の内容についても、「幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築」とともに、別の表現にいたします。

委員：考えてほしいと思います。

委員：国でも、障害ということを家族も本人も認めたくえで施策があります。しかし、子どもの部分は、国も別で検討しています。子育て支援での実施を検討している部分もあります。ですので、198 ページの家族会は、本人も参加した成人の家族会をイメージしているのではないですか。

委員：「家族会の活動の支援」は、子どもに障害があるかもしれないという不安を抱えた親御さんが療育していく中で、子どもの支援とともに親御さんの支援も必要であるという議論が、前回にあったから追加されたのだと思います。ですので、本人だけでなく、親御さんも含めて全体を支援することができる体制が必要ではないかということですか。

委員：ですので、先ほど「家族会」だけでなく、「家族」という文言も追加した方が良いのではないかという話し合いをしていました。

委員：198 ページの「③療育体制の充実」の中に、「家族支援」という文言も追加した方が良いのではないですか。

会長：趣旨を明確にするために、「家族会」ではなく「家族」とした方が良いと思います。

委員：療育を推進するためには、子どもだけでなく、保護者への情報提供、相談も必要です。

委員：「家族会の活動への支援」を「家族への支援」にするわけですね。

委員：具体的にどこが役割を果たすか押さえなければいけません。また、198 ページは再掲となっていますので、前の部分と折り合いをつけることが必要です。再掲としないで、「家族への支援」とした方が良いかもしれません。

会長：「家族」とすると、再掲ではなくなります。「児童デイサービス」の部分にも書いてありますが、「つまずき」という言葉が、ややネガティブな言葉なので、検討が必要であるという意見がありました。また、精神発達のことだけに捉えられる可能性があるのですが、運動発達も含めた表現にする必要があるという意見もありました。見直すべき部分はいくつかあります。12月10日に再度検討したいと考えます。

事務局：それまでには、案を考えます。

委員：195 ページの「心身障害者福祉センターの機能の充実」の内容には「施設・機能の充実」ということで、「施設」という文言が追加されています。心身障害者福祉センターは現在1箇所ですが、「施設」が追加されたということは、施設の設定を拡大するとともに、心身障害者福祉センターをもう1箇所つくと捉えてよろしいですか。以前から、府中市は22万都市になって、現在の立地も含めて、心身障害者センターが1箇所というのは限界があると感じていました。

事務局：心身障害者福祉センターは、建設してから26年経っており、委員もおっしゃるよう

に施設も手狭になっていますので、施設の規模、内容も課題になっていると感じています。規模については、増築なのか、新たに別の場所に建設なのかは分かりませんが、課題として計画に記載しています。

会長：先ほど、目標2についての分科会での議論について、まだ何点か質問があったと思います。いかがですか。

委員：ジョブコーチの定義についても考えてほしいと思います。

委員：資料3の11番については、ジョブコーチを狭義に捉えるのか、広義に捉えるのかということです。ジョブコーチは、通常だと雇用促進センターから派遣されている人になります。府中市で、資格を持ったジョブコーチを雇用して派遣するのですか。

事務局：東京都でもジョブコーチの養成をしており、市から派遣が頼めます。現在は、国だけではなく、東京都のジョブコーチがあります。また、市でも、国の資格はないですが、ジョブコーチと同じ役割をするものを就労支援事業として委託して実施しています。

委員：言葉の使い方を明確にしないと、市民の方が誤解をすると思います。

事務局：ジョブコーチというと、国の資格を持った人になるということですね。

委員：そうですね。そうすると派遣とまでは言えないと思います。

事務局：分かりやすくなるように修正を検討します。

委員：ジョブコーチとも関連が強いですが、「定着支援」という文言が入らないでしょうか。

会長：200 ページの「①一般就労への支援」の「委託相談支援事業所を中心とした就労支援体制」の内容に強調するのはいかがでしょうか。

委員：「①一般就労への支援」の前文でも良いと思います。「今後、定着に関する調査及び定着支援に向けて、以下の事業を推進していく」ということではいかがでしょうか。文言だけにこだわるのもいけないかもしれませんが、今後、定着は大きな課題になるので、文言をどこかに明記するの必要はあります。

委員：定着支援はかなり重要です。就労支援センターの事業でも、定着支援に向けての会社訪問、会社からの相談ということが多くなっています。

会長：具体的な取扱いについては、事務局でも検討してください。それでは、目標3、4について検討いただいた結果をご報告ください。

委員：資料3によって提示されている部分については、網掛けの通り訂正していただければ良いと思います。

208 ページの「当事者団体・家族会の設立・運営支援」の内容には、「当事者や家族が相互に情報交換ができるよう」とありますが、家族会を設立・運営する目的は、相互の情報交換だけではありません。地域福祉に貢献するというのが大きな目的になります。そのため、内容を「当事者や家族が相互に情報交換し、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の設立・運営を支援します。」に修正してください。

また、啓発について、「W a i W a i まつり」は3障害統一で開催することになり



ました。以前は、精神障害の分野では、「心の健康フェスティバル」が特別にありました。「W a i W a iまつり」では作品展がありますが、作品展によって、どの程度市民に啓発ができているのかという議論がありました。「W a i W a iまつり」の作品展に工夫をして、市民の方に見ていただいて啓発につながっていくようにできれば良いという意見もありました。「心の健康フェスティバル」では、元アナウンサーの小川宏さんと呼んで、うつ病のお話を聞いたり、精神科でご自身がうつ病の蟻塚先生と呼んで、お話を聞いたりしました。市民の方に 400 人ほどお集まりいただきました。また、精神保健福祉については、府中精神保健福祉協議会があり、民間団体の協議会ですが、府中市から年間 20 万円の予算をいただき、毎年、精神保健の講座を開催しています。精神科の医師などのお話を聞いています。今年の 12 月には、高齢者の方の精神保健ということで、認知症、うつ病も含めてお話していただくと考えています。講演に関しては、市民の方がご自身の健康管理に役立てることができるように開催しています。啓発に関しては、今後どうしていくか、「W a i W a iまつり」を効果的に開催しないといけないのではないかということで、議論は終わりました。

次に、団体への助成ということで、府中市からは 9 団体で 109 万円という予算をいただいておりますが、もう少し上乘せしていただけないだろうかという話もありました。これは事業について予算がついています。例えば私達の会では、引きこもりの方、就労にまったく向かない方、作業所に行って家に帰る方達の居場所がなくなりつつあるということが分かり、「いこいの部屋」を開いています。年間延べ 200 名以上の方が利用しています。この事業費に対して、府中市から年間 88,000 円いただいております。アパート代が 1 ヶ月 63,000 円もかかり、共同募金会が年間 30 万円助成をしてくださったので、少しはしのげますが、貯金がつきたら、会費だけではとてもやっていけない状況です。

また、団体が使える事務所のスペースを提供していただきたいと思います。希望する団体が使えれば、団体間の会議も定期的で開催でき、会長の家に書類等が集まったり、すべての電話がかかってくるということもなくなります。公共施設の一部で良いので、週に何回か通い、事務ができるスペースを貸していただければ、市民団体のパワーも向上し、会長の負担も減ると思います。民間団体のパワーは、今後の地域福祉を充実する上で不可欠なものになります。多摩市では、3 障害合同の協議会があり、公共施設の一部を借りているという話を聞きました。これは調べなければいけないと思います。

会 長：当事者団体、家族会の事務所の合同利用については、他の自治体のことも調べて、できるだけ早いうちに市の方にも情報提供をしてくださるということです。本格的には、次回の議論になるかもしれません。今のご意見について、事務局から何かありますか。

事 務 局：要望をいただいたのですが、計画にどのように反映するか議論を進めていかなければいけないと思います。回答するのが難しい状況です。

会 長：他にご意見はありますか。

- 委員：188 ページに「発達障害は、・・・発達の「遅れ」や質的な「歪み」、・・・」とありますが、誤解を生む表記だと思います。
- 委員：発達障害の後に、「\*」がありますが、どこかに説明があるのですか。
- 事務局：最後に用語の説明が載っています。「発達障害にはさまざまな定義があるが、発達障害者支援法では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害ならびに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥性多動障害などがこれに含まれる。医学的にはより広く、乳児期・幼児期に発現する精神遅滞（知的障害）、運動能力障害、コミュニケーション障害なども含めて、発達障害としてとらえることがある。またこれらの障害はしばしば重複・合併して現れ、発達に応じてその状態像も変化する。」とあります。
- 委員：それは「歪み」ではないです。
- 委員：発達の「遅れ」や「かたより」が良いと思います。ここの文脈からすると、軽度発達障害についての施策が遅れているので、力を入れるというように捉えられます。
- 委員：軽度発達障害については、前回文言を整理し、「軽度」をとることにしました。ここに書いてあるのは、従来、軽度発達障害と言っていたものと同じになります。
- 委員：幅広く障害を含めすぎているかもしれません。運動障害を含めているわけではないですね。「歪み」を修正するのであれば、「かたより」が良いと思います。
- 会長：先ほどは「つまずき」でしたが、良いですか。
- 委員：発達障害は「かたより」が良いと思います。「つまずき」はグレーゾーンを含みます。
- 会長：先ほどの部分では「つまずき」で良く、ここでは「かたより」ということですね。
- 委員：そうです。
- 会長：他にご意見はありますか。
- 副会長：先ほど「W a i W a i まつり」についてご意見がありましたので、誤解がないように話させていただくと、今年度から「W a i W a i フェスティバル」ということで、「心の健康フェスティバル」と一緒に開催することになりました。障害者週間に会場がとれなかったので、1月に開催するというので、準備を進めています。これまで「W a i W a i まつり」を開催してきた中で、啓蒙、啓発というのは難しいと思っています。ひとつは、障害のある方が主役、主題になっている映画を通じて啓発ができないかと考えています。「心の健康フェスティバル」の講演会の部分になるとと思います。作品展に関しても、自己表現を作品にしたものを市民の方に見ていただきたいと考えています。「心の健康フェスティバル」のコンサートと位置づけは同じだと考えています。今年度から3障害一緒にやるということで、自己満足ではなく、市民の方に障害のある人が地域で暮らしているということを知っていただくために、若い職員の方々がまとまって企画をしているところです。今までとは変わった部分もあると思います。
- 会長：本日のところは、よろしいでしょうか。12月10日、24日もありますので、修正は可能だと思います。今回は、第5章が中心になります。数値目標について、現行計

画が平成 23 年度を目標にしているのです、国は次期計画でも変えないようにと言っているようです。資料 4 をみると、サービスの新体系への移行が進んでいないようです。また、資料 2 の 213 ページの「福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標」、214 ページの「入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標」は、平成 18 年度、19 年度の実績をみると厳しいようです。目標を変えないとなると、221 ページ以降の「4 サービス見込量確保のための方策」などで、目標に近づけるための方策を検討しなければいけないと思います。

最終的なまとめになってきましたが、市民にも分かってもらえるような良い計画にするために、さらに努力をしていきたいと思います。

### (3) 次回日程について

会 長：次回は 12 月 10 日（水）15 時から 18 時になります。最初の 1 時間は分科会です。分科会は従来どおりである必要はないので、工夫をしたいと思います。

今、配らせていただいたのは、6 政党に関するアンケートの回答の要約版です。回答に関して、各政党が解説を書いているので、そちらも見ないと各政党の真意は伝わらないのでご注意ください。長時間ありがとうございました。

以 上